

名家連ニュース

令和2年10月18日(日)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.758号

障害年金復習シリーズ②5 ◆ガイドライン障害等級目安表◆

ガイドラインで設定された区分・目安と障害認定の関係①：新規裁定

- ガイドライン施行後3年間(平成29年度～令和元年度)の実績(障害基礎年金・障害厚生年金の新規裁定)を見ると、90%以上のケースで目安と同一の障害等級が認定されている。
- ガイドラインの日常生活能力に係る区分において重度とされたケースほど、支給決定割合が高くなる傾向にある。



◎ガイドライン区分ごとの支給決定割合

		日常生活能力の程度(5段階評価)				
		(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
日常生活能力の判定の平均(4段階評価委の平均)	3.5以上	目安：1級 99.1% (1級：78.4%)	目安：1級又は2級 97.7% (1級又は2級：97.0%)			
	3.0以上 3.5未満	目安：1級又は2級 96.8% (1級又は2級：96.1%)	目安：2級 95.4% (2級：93.7%)	目安：2級 90.7% (2級：87.3%)		
	2.5以上 3.0未満		目安：2級 93.2% (2級：90.7%)	目安：2級又は3級 (基礎：2級又は非該当) 78.8% (上覧：96.2%)		
	2.0以上 2.5未満		目安：2級 85.4% (2級：80.4%)	目安：2級又は3級 (基礎：2級又は非該当) 58.8% (上覧：93.3%)	目安：3級又は非該当 (基礎：非該当) 22.0% (上覧：97.8%)	
	1.5以上 2.0未満			目安：3級 (基礎：非該当) 43.6% (上覧：87.1%)	目安：3級又は非該当 (基礎：非該当) 19.9% (上覧：98.7%)	
	1.5未満				目安：非該当 7.1% (上覧：92.9%)	目安：非該当 4.4% (上覧：95.6%)

注1 「日常生活能力の程度」は、障害年金診断書（精神障害・知的障害用）の記載項目である「日常生活能力の程度」の5段階評価を指す。数字が大きいほど、援助の必要性が大きい。注2 「日常生活能力の判定の平均」は、障害年金診断書（精神障害・知的障害用）の記載項目である「日常生活能力の判定」の4段階評価について、程度の軽いほうから1～4の数値に置き換え、その平均（1.0～4.0の間）を算出したもの。注3 下欄の（）内は、目安の等級等となった割合

ガイドラインで設定された区分・目安と障害認定の関係②:再認定

○ 令和元年度の障害基礎年金・障害厚生年金の再認定の実績を見ると、90%以上のケースで目安と同一の障害等級が認定されている。○ ガイドラインの日常生活能力に係る区分において重度とされたケースほど、支給決定割合が高くなる傾向にある。



◎ガイドライン区分ごとの支給決定割合

		日常生活能力の程度（5段階評価）				
		(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
日常生活能力の判定の平均（4段階評価委の平均）	3.5 以上	目安：1級 99.9% (1級：79.0%)	目安：1級又は2級 99.9% (1級又は2級:99.4%)			
	3.0 以上 3.5 未満	目安：1級又は2級 100.0% (1級又は2級:99.7%)	目安：2級 99.9% (2級：95.5%)	目安：2級 99.8% (2級：91.0%)		
	2.5 以上 3.0 未満		目安：2級 99.9% (2級：95.7%)	目安：2級又は3級 (基礎：2級又は非該当) 99.7% (上覧：99.8%)		
	2.0 以上 2.5 未満		目安：2級 99.9% (2級：93.5%)	目安：2級又は3級 (基礎：2級又は非該当) 99.0% (上覧：99.8%)	目安：3級又は非該当 (基礎：非該当) 71.2% (上覧：87.9%)	
	1.5 以上 2.0 未満			目安：3級 (基礎：非該当) 71.9% (上覧：78.7%)	目安：3級又は非該当 (基礎：非該当) 71.0% (上覧：91.7%)	
	1.5 未満				目安：非該当 50.7% (上覧：49.3%)	目安：非該当 29.8% (上覧：70.2%)

※令和元年度の精神障害・知的障害に係る障害基礎年金・障害厚生年金の再認定件数全数(193,864件)のうち、障害等級の目安が設定されている区分にあてはまるケースは192,650件で、そのうちの182,409件(94.7%)で目安と同一の障害等級が認定されている。